

(整理番号 0222)

令和2年度 栃木地方最低賃金審議会

第2回 栃木県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会 議事要旨

公 開

| | | | | | | |
|---|--|------|-------------|------|-------------|------|
| 開催日時 | 令和2年10月8日(木) 14時00分～16時20分 | | | | | |
| 出席状況 | 公益 代表委員 | 出席2人 | 労働者 代表委員 | 出席3人 | 使用者 代表委員 | 出席3人 |
| | | 定数3人 | | 定数3人 | | 定数3人 |
| 主要議題 | 1 関係労使からの意見聴取について 2 金額改定について 3 その他 | | | | | |
| 議事録・議事要旨 | 議 事 要 旨 | | | | | |
| <p>1 関係労使の意見聴取について 最低賃金法第25条第6項による関係労使からの意見聴取及び実地視察について、専門部会の労使それぞれの委員が意見を述べることにより意見聴取に代え、実地視察については、労使それぞれの委員が当産業の代表として推薦されていることから、これを行わないことを議決した。</p> <p>2 金額改定について (1) 労働者代表委員の見解及び主張 ア 政府の月例経済報告の中で、日本経済は基調判断を「新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きがみられる」としている。先行きについては、「感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、各種政策の効果もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある」としている。 こうした中、連合加盟の労働組合は2020春闘において、まさに新型コロナ禍の中、底上げ・底支えに加え、日本経済を持続的に成長させていくため賃上げ交渉に取り組んできた。結果として連合全体の賃上げ率は1.9%で、去年の2.07%からは少し下がった。また、自動車総連全体では1.86%となり、新型コロナウイルスの影響もあるが、労使において建設的な議論の結果と受け止めている。 7月の中央最低賃金審議会においては、地域の日安を示すことは困難となるものの、各地域最大限取り組んできたと認識しており、栃木県については1円の引上げとなった。 栃木県における自動車・同附属品製造業の専門部会に当たっては、これまでも主張している、連合リビングウェイジにおける独身の最低限生活出来るレベルとして、栃木県では960円と試算されており、都内をみても1,000円を超えている地域もあるので、1,000円の実現に向けて専門部会に臨んでいきたい。 日本の基幹産業である自動車産業に従事する労働者として、直近でもアメリ</p> | | | | | | |

カ、中国を中心に輸出が持ち直している状況もあり、安定して人間らしい生活の出来る水準に向けて議論したい旨を主張した。

イ 自動車総連の春闘結果は全体で 1.86%であり、300 人未満の中小労組では 1.83%を獲得した。企業内最低賃金協定についても、昨年は 160,779 円だったが、今年は 162,021 円と底上げが図られている。本来なら、連合リビングウェイズを根拠に 22 円と提示したいところ、いろいろな状況を鑑みて、自動車総連春闘結果の車体・部品の製造部門の引上げ率が 1.76%であることから、現行の 917 円に 1.76%を掛けると 16.13 円になるので、17 円の引上げを提示した。

ウ 栃木県の中小 300 人未満の賃上げ率が 1.37%で、現行の 917 円に 1.37%を掛けると 12.56 円になることから、13 円の引上げを提示した。

本日はこれまでとし、次回につなげたいと主張した。

(2) 使用者代表委員の見解及び主張

ア 新型コロナウイルス感染症は全世界に拡大し、今まで経験したことのない危機的な状況に直面した。全国を対象とした緊急事態宣言や地方自治体による学校や飲食店等への休業要請等は社会経済活動に大きな制約をもたらし、自動車関連事業者にも多大な影響を及ぼした。

宣言解除後も、その爪痕が大きく残り、いまだコロナ禍前の状態に戻っていない。新型コロナウイルス関連の倒産は、全国で 578 件、負債総額は 2734 億円、その中には 100 億円以上の大型倒産もレナウンなど 3 件ある。栃木県においても 20 件の関連倒産が確認され、近隣の群馬 9 件、茨城 3 件、埼玉 13 件に比し多くなっている。

今年の世界の新車販売台数の短期見通しは、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、全世界的にみて 2 割減になることが予想されている。ちなみに 2018 年は 9582 万台、2019 年が 9318 万台、2020 年予想が 7183 万台と言われている。日本国内では、2018 年は 527 万台、2019 年が 519 万台、2020 年の年間販売予想は 407 万台であり、110 万台くらい少なくなり、21%程度減になると見込まれている。4 月から 9 月の上半期の新車販売台数は、202 万台で前年同期比 22%減となっている。これは、1974 年のオイルショック時 27%減、2011 年の東日本大震災時 25%減、今年はそれに次ぐ過去 3 番目となる減少幅となっている。

特定最低賃金審議に対する基本的な考え方として、日本経済は前代未聞の危機に直面している。特に、中小零細企業にとっては死活問題となっており、特定最低賃金の引上げは、さらに窮地へ追い込むことになる。このような認識は、国や労働者側においても共通の認識であると思っている。

このような状況の下、最優先されるべきは、「事業の継続」と「雇用の維持」であると考え。今年の中核最低賃金審議会において示された公益委員見解は、「令和 2 年度の地域別最低賃金額については、新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済・雇用・労働者の生活への影響、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況、今後の感染症の動向の不透明さ、こうした中でも雇用の維持が最優先であることなどを踏まえ、引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当との結論に至った。」としている。

使用者側としては、特定最低賃金においても、中央最低賃金審議会の公益委員見解同様、「据え置き・凍結」にすべきと主張した。

イ 鉱工業指数の 7 月分によると、業種分類別生産指数の季節調整済指数の鉱工業全体では、令和 2 年 1 月が 94.1 で 6 月は 84.5 まで下がっている。輸送機械工業

の生産指数では1月が60.5で5月では30.6まで下がっており、2015年からすると3分の1以下に生産が落ちている。また、出荷指数の輸送機械工業では、5月は22.5まで落ち込んでいる。このような厳しい状況を考えると、引き上げる状況ではなく、現状維持、据え置き凍結と主張した。

ウ 労働者側の13円の引上げ提示では、了承できる金額ではないし、現在のコロナ禍の状況においては、据え置きが妥当と言わざるを得ず、次回までに検討したいと主張し、次回審議となった。

3 その他
特になし